

佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民との連携により多文化共生のまちづくりを推進するため、多文化共生を推進する事業に要する費用に対し、予算の範囲内において佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する外国人（以下「外国人住民」という。）を対象とした日本の文化又は生活習慣の学習又は体験をする事業
- (2) 外国人住民と地域住民とのコミュニケーションの向上を目的とした交流事業
- (3) 地域住民が外国の文化を知り、国際理解を深めることを目的とした事業
- (4) 多文化共生を推進するための啓発事業
- (5) その他市長が多文化共生の推進に資する取組として認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業の効果が、特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業
- (2) 宗教的若しくは政治的な活動又は営利を目的とする事業
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度に、本市又は他の地方公共団体等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要とする経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 報酬、給料、手当その他の給与に相当する経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助対象事業を行う次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に住所を有する者であること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 宗教、政治又は営利活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 第9条の規定による申請の時点において、全ての構成員が本市に納入すべき税

を滞納していないこと。

- (5) 全ての構成員が佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、20万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助回数）

第6条 市長が同一と認める補助対象事業への補助金の交付は、一の申請者当たり通算して3回を限度とする。

（事前審査）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が別に定める期日までに、事前審査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、事前審査を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 構成員名簿（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（事業採択）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、採択の適否を決定し、事前審査結果通知書（様式第5号）により当該申込みをした補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の規定により事前審査において事業採択の旨の結果通知を受けた補助対象団体（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 構成員名簿（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 本市に納入すべき税の完納証明書
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第7号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第4号の規定にかかわらず、構成員の同意を得て、市長が関係公簿等を照会し、又は調査することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（補助金の交付決定等の通知）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補

助金の交付の可否を決定し、佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付決定通知書（様式第8号）又は佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金不交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付変更・中止・廃止申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業の内容等の変更の場合にあつては当該変更に係る第9条第1項各号に掲げる書類を、補助事業の中止又は廃止の場合にあつては市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付変更決定通知書（様式第11号）又は佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業者通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあつた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（様式第14号）
- （2） 団体が支出したことが証明できる書類の写し（領収書等）
- （3） 事業の実施状況が確認できる書類、写真、資料、新聞記事等
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金の額の確定通知書（様式第15号）により当該補助事業者通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに佐伯市国際理解・多文化共生推進事業補助金交付請求書（様式第16号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

科目	補助対象経費の主な内容
報償費	外部専門家、外部講師等への謝金等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
原材料費	賄材料費（事業目的と深く関わりがあるもので、調理実習等に必要食材購入費に限る。懇親目的の飲食は除く。）
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、保険料等
委託料	専門知識、技術等を要する業務の委託料
使用料及び賃借料	会議、イベント等の会場、自動車又は機械類の借上げ料等
備品購入費	事業を実施するために必要な機械器具、衣服等の購入に要する経費